

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第31条の6第2項第3号
処 分 の 概 要：受付所営業の廃止命令
原権者（委任先）：茨城県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第31条の6第1項（処分移送通知書の送付）、第31条の3第2項、第28条第1項・第2項（受付所営業の禁止区域等）
処 分 基 準：別紙2のとおり
問 合 せ 先：茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考：